

①令和3年度

大阪府主任介護支援専門員更新研修のご案内

～はじめにお読みください～

同封されている主任更新研修の関係書類一覧

以下の書類が同封されています。番号順にご確認してください。

- ① 令和3年度大阪府主任介護支援専門員更新研修のご案内
- ② お知らせ（重要）～主任介護支援専門員更新研修について～
- ③ 申込書
- ④ 様式1・2
- ⑤ 事例提出について
- ⑥ 研修カリキュラム
- ⑦ チェックシート
- ⑧ 別紙

1. 研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たすために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 研修実施団体

公益社団法人大阪介護支援専門員協会

3. 主任介護支援専門員の更新について

主任介護支援専門員として業務に就くためには、下記の主任介護支援専門員の有効期間内、かつ、介護支援専門員証の有効期間満了日までに、主任介護支援専門員更新研修を修了することが必要です。

研修年度	主任介護支援専門員の有効期間
平成28年度～平成30年度の主任研修修了者	主任研修修了日から5年間
平成29年度～平成30年度の主任更新研修修了者	主任更新研修修了日から5年間

4. 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者について

受講対象者は、1) **共通要件** と 2) **個別要件** の双方を満たさなければなりません。

1) **共通要件** 以下の①～③をすべて満たしていること

①平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間で、主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了している。

②介護支援専門員証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修が修了できる。

※令和3年度主任更新研修日程

令和3年6月から令和4年3月（令和3年度は、前期・後期に分かれません。）

研修の欠席により、介護支援専門員証の有効期間満了日までに研修を修了できない場合、当該研修による介護支援専門員証の更新はできませんので、ご注意ください。

③**介護支援専門員を指導した事例を提出できる。**

※指導した事例については「事例提出について 書類⑤」を確認してください。

2) **個別要件** 以下の①～⑦の1つ以上の要件を満たしていること

①介護支援専門員に係る研修（介護支援専門員法定研修）の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会において、演題発表等の経験がある者

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

⑤地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者

⑥実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者

⑦その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

***詳細は、4ページの<主任介護支援専門員更新研修の個別要件の詳細基準>を確認してください。**

5. 研修日程予定・受講料

研修日程は、全8日間。

(全体講義は令和3年6月から順次始まります。) ※詳細は別途ご案内します。

【注意】研修日程は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急遽中止・延期・変更になる場合があります。ご了承ください。

受講料 ¥36,500 (教材費を含む) ※別途振込手数料が必要となります。

6. 研修の申込

研修の申込みは、今後のご自身の就業や資格の有効期間等を十分考慮し、受講要件を踏まえた上で、申込みを行ってください。

①研修申込受付期間

令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで

***当日消印有効**

②研修申込方法

「令和3年度大阪府主任介護支援専門員更新研修申込書」(書類③)に必要事項を記入し、個別要件で☑チェックした項目の必要な書類を必ず添付してお申込みください。

(「申込書」は記入後、控えをとって保管してください。又、研修申込受付期間外の消印で届いた申込書類は、着払いにて返却しますので、ご了承ください。)

【郵送先】下記申込先へ簡易書留で郵送してください。

※申込書類を精査のうえ受講可能と判断された場合に限り、4月下旬頃に「日程通知」及び受講料の振込用紙をお送りします。研修開始2週間前までに通知がない場合は、コールセンターまで電話してください。

「日程通知」及び受講料の振込用紙が届きましたら、内容の確認と受講料の入金、「事例の提出」を行ってください。入金を確認できた方に、研修開始までに「受講確定通知」をお送りします。

(「事例の提出」は、研修初日の前日必着で、当協会へご提出ください。事例の提出がない場合は、2日目以降のご受講はできません。ご注意ください。)

※入金を確認できない場合は、「受講確定通知」をお送りできません。

※提出事例の不備等について、随時ご連絡することがあります。

※事例の提出がなく入金のみ行われた方には、受講料の返金案内(振込手数料は研修申込者負担)をお送りします。

◇問い合わせ・研修申込先など◇

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目7番31号 OMM(大阪マーチャングイズ・マート)3F
公益社団法人大阪介護支援専門員協会 主任更新研修申込

T E L 06-6390-4010 【コールセンター】

問い合わせ期間：令和3年3月1日(月)～(平日・土曜のみ)

問い合わせ時間：午前9時～午後6時

※今回の主任介護支援専門員更新研修については、下記のホームページでも案内しますのでご確認ください。<https://www.ocma.ne.jp>

7. 研修の流れ・事例提出について

- ①研修はカリキュラムのとおり実施します。体調を整え、カリキュラム順に受講をお願いします。
- ②原則、日程変更はできません。
- ③遅刻・早退は認められません。ただし、公共交通機関の遅延のみ、延着証明書の提出が確認できた場合に限り、研修開始30分までは受講可能です。
- ④1日目は全体講義、2日目から演習が始まります。2日目から8日目の演習には、毎回事例を持参してください。(協会への郵送分とは別に、6部必要です。)

8. 研修の修了証について

修了証は、全日程を修了する研修最終日にお渡しします。(再発行はしません。)

9. 主任更新研修修了後の介護支援専門員証の更新手続きについて

介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了した場合、介護支援専門員の更新研修は免除されます。詳細については書類②「お知らせ(重要)～主任介護支援専門員更新研修について～」を参照してください。

10. 受講地変更の手続（他府県での更新研修受講の手続）

更新研修は、原則介護支援専門員の登録をしている都道府県で受講する必要があります。

転居等のやむを得ない事情により、大阪府での更新研修の受講が困難な場合、他の都道府県が実施する更新研修を受講できる場合があります。下記までお問い合わせください。

《受講地変更の手続きに関するお問い合わせ先》

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ

TEL (06)6941-0351 (内線 6669、4475) 平日 9:00～18:00

11. 個人情報の取扱い

申込時に提出いただいた個人情報については、個人情報保護関係法令等を遵守し、本研修の事務連絡、受講管理及び大阪府への受講履歴報告の目的以外には使用しません。

12. 災害時（台風等）における研修実施について

①台風等により、研修開始2時間前に、大阪市内に暴風警報が発令されている場合、研修は中止します。

②大規模災害等により、研修開始2時間前に大阪市内の公共交通機関（JR、私鉄、地下鉄）が運行中止になっている場合、研修は中止します。

※一度中止となった研修は、当日中に公共交通機関の復旧や警報の解除があった場合でも再開しません。

※災害時（台風等）における研修中止時の代替日程については、後日決定の上、連絡します。

※局地的災害などにより、研修の受講が難しい場合は、速やかに研修実施団体へご相談ください。

ご自身の安全などを十分考えて、無理をせず、研修へご参加ください。

13. 受講時における新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策

①研修当日は自宅等で必ず検温を行い参加してください。

②体温が37.5度以上の場合や咳などの風邪症状がある場合は、受講を控えてください。

③研修受講時は、マスクを着用してください。

④研修会場入口においても検温を行います。体温が37.5度以上の場合、お帰り頂く場合があります。

⑤研修会場入口にて消毒液を設置しておりますので、必ず手指の消毒をお願いします。

⑥新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者となった、もしくは、その疑いがある場合は、研修実施団体に必ず、ご相談ください。（その他、体調不良時等も同様に、ご相談ください。）

⑦会場内における飲食は、会話を控えご自身の席でお願いいたします。

14. 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日が令和3年1月1日から令和5年12月31日までの方は、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の翌日から2年間は資格が失効しない「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置（以下「特例措置」という。）」が適用されています。

介護支援専門員証等の有効期間の更新を希望する方は、必ず特例措置の期間内に、研修の受講及び資格の更新手続を行ってください。

※参考 大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/tokureisochi.html>)

15. 主任介護支援専門員更新研修を修了しなかった場合

主任介護支援専門員の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修を修了しなかった場合は、主任介護支援専門員の有効期間満了後は主任介護支援専門員として従事することができません。（介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員として業務に従事することは可能です。）

主任介護支援専門員の有効期間満了後、再び主任介護支援専門員として業務に従事するためには、主任介護支援専門員研修を再度受講し、修了する必要があります。

研修を受講されるかどうかについては、今後の主任介護支援専門員としての就業等を十分考慮のうえ、研修申込みを検討してください